

内閣委員會議録第二十一号

昭和三十年六月十日(金曜日)
午前十時二十八分開議

出席委員

委員長 宮澤 胤男君

理事 高橋 貞一君 理事 辻 政信君

理事 江崎 眞澄君 理事 高橋 等君

理事 森 三樹二君 理事 田原 春次君

長井 源君 保科善四郎君

眞崎 勝次君 小金 義昭君

田中 正己君 西ヶ久保重光君

石橋 政嗣君 下川儀太郎君

渡邊 惣藏君 鈴木 義男君

出席國務大臣

厚生大臣 川崎 秀二君

出席政府委員

總理府事務官

(調達局長) 山内 隆一君

行政官

森 清君

總理府事務官

(行政官) 山中 德二君

總理府事務官

(行政官) 岡部 史郎君

總理府事務官

(行政官) 園田 直君

總理府事務官

(行政官) 島津 久大君

總理府事務官

(行政官) 千葉 皓君

總理府事務官

(行政官) 石井 喬君

總理府事務官

(行政官) 龜井川 浩君

總理府事務官

(行政官) 小関 紹夫君

總理府事務官

(行政官) 安倍 三郎君

總理府事務官

(行政官) 専門員 遠山信一郎君

六月十日

委員松山義雄君辭任につき、その補欠として福井順一君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

行政機關職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第五二五号)

外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七五五号)

○官澤委員長 これより會議を開きます。

外務省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、これより質疑に入りま

す。田原春次君。

○田原委員 私はこの機会に二、三の点について外務省の考へておる海外移民政策についておきたいと思

います。新聞等で時折海外移住問題に

ついての各国の農業移民の受け入れ態

度が報ぜられておる程度であつて、ま

だ國會でのまゝとした全般的な報告を

聞いておりません。設置法の中で移住

局を作るといふ趣旨については先般説

明がありましたが、これができた後に

おいて、今年、また将来にかけて日本

民族の海外移住について、まず何をど

こからやるかといふことをお聞きした

と思ひます。その方の説明員がおり

ましたら一つ説明をしてもらいたいと思

ひます。

○石井説明員 私からお答え申し上げ

ます。日本の移民政策に關しまして

は、現在のところほとんど中南米だけ

に限られておる現状でございます。今

後これを大いに拡大して参りたい。そ

れがために私は現在在りやうなけ

ればならないと思つておりますことが

非常にたくさんあるものであります。が、

現状におきましては、なかなか手が回

りかねてそこまですていていないとい

ふことでございます。そこで今後移住局

ができました際には、私もはまず第一

にこの移民政策というものを世界的

な規模においてやつていきたい。つま

り現在中南米に對していろいろ工

作を進め移民を送り出してあります

内閣委員會議録第二十一号

ものにカンリツクの関係がございま

す。これはジュネーブあるいはローマ

に本部がございまして、それが日本の

移民問題というものについて深い関心

を示し、各方面に働きかけを行なつて

いてくれるのでございます。ことに中

南米諸国におきましては、御承知の通

りカンリツクが圧倒的な力を持つてお

りますから、そういうところに働きか

けてカンリツクというものによつて日

本の移民を推進していくといふことも

必要ではないかといふふうに考へてお

るわけでございます。

さらに私も現在非常に痛感してお

りながらできないことの二つに、いろ

いろの資料の整備、統計の整備とい

ふことがございまして。私もが各国に

向ひまして、日本が移民をしなけれ

ばならない事情をいろいろ説明するに

当りまして、実は残念ながらいろいろ

の統計等もまだ十分そろっていないよ

うな実情であります。それから私も

は世界各地からいろいろ移民に關する

情報を集めてはおりますけれども、何

分にもスペイン語であり、ポルトガル

語であり、イタリア語であり、ドイツ

語、オランダ語といふような、いろい

ろの言葉で報告されてきておりますた

めに、これを読み、整理し、分類する

といふところまでなかなか手が回つて

いない。しかしこれは今後移民を大き

く推進いたしますための一番基本的な

問題だと思ひますので、今後移住局が

できますならば、そういう点にも力を

注いでいきたい。

もう一つ、私も現在中南米に移

民を送り出してありますが、これの一

番大きな隘路と申しますと、これも多

少誤解があるかと思ひますが、中南米

諸国における日本移民の反對論の基礎

にありますものは、日本人といふもの

は同化しないといふ議論でございま

す。先般ブラジルにおきまして、憲法

を改正して日本移民を排斥しようとい

ふことがありまして。これが議會にお

きまして可否同数になり、議長の一票

によつて否決されたといふような事態

もあつたのでありますが、これの基礎

的な理論と申しますのは、日本人は同

化しないといふことであるわけであり

ます。しかし私もが現地の事情をい

ろいろ調べますと、なるほど一世の中

には同化がおそいといふ現象は確かに

見られるのでありますが、日本人が同

化しないのだといふことは言えないと

思ひます。従ひまして今後は日本人の

同化政策、日本人を向うに同化させる

ためにいかなる方法をとつたらいいの

か、これはもちろん外国に参りました

者だけについていろいろいたしまして

もだめでございます。やはり国内にお

ける教育から始めていかなければなら

ない。日本人の國際的な教養といふも

のを深めていって、日本人がどこへ参

りまして日本人としての集團を作る

ことがないよう、國際的な人間とし

ての素養を身につけていくといふこと

から始めなければならぬと思つてお

ります。現在のように五千とかあるい

は六、七千、一万程度を出してありま

すうちは、実は小手先だけのいろんな施策でもってできるかと思うのであります。今後私も相当大量に継続的に移民を送らうという事になります。この基礎的な問題を解決しないか、これは私どもは移住局ができたあとにおきましては、まず第一に取り上げていきたいというふうに考えておる次第であります。

○田原委員 移民を海外に送る上におきましては、新聞等で断片的に読んでおられますのは、農業移民の面において農林省、労働移民の面において労働省、中小企業移民の面において通産省と、各場合において外務省の申すことが食い違つておる、こういうふうな記事であります。これらの調整が可能なりやいなや、それから外務省にこの一局ができた場合に、各省等が真に協力していくものかどうか、これはいたずらに各省がセクシヨナリズムになりまして、また似たような局や課を他省に作っていくことになりまして、確執が起りますから、これらの点の用意をして設置法の改正を出しておるのか、この点はもっと明瞭にしてもらいたいと思ひます。

○石井説明員 この点につきましましては、御承知のように、前々から主として農林省との間にいろいろ問題があつたわけでございます。しかしこれは私どもも日本の移民政策を大きく推進していくためにいかなる形をとるのがよろしいかということで議論をいたして参りました。農林省にいたしましては、やはり日本の移民政策を推進するためにはいかなる形をとるべきかということに基づいて話し合つてきたわけ

でございます。私は決して両省間でなわ張り争ひをやつたというふうには考えていないのでございます。ただ考え方におきまして、私どもは移民政策というものは国の内外にわたつて一貫して行わなければならないものである、つまり日本の国内における人間を外国へ送り出してそれを育てていくという事でありますから、やはり国内、国外において一貫してやつていかなければならないのではないかと、うふうに考えているわけでございます。それに對しまして、農林省その他におきまして、国内のことは外務省はよくわからぬではないか、これはまあ国内のことにまかしたらどうかというふうなことでいろいろ議論したのでござい

ますが、この点は先般官房長官が御主催下さいまして、関係各省が全部集まりましていろいろ議論を尽しました。末に、一つの了解点に達しました。今後はその線に沿つて円滑に協力して仕事を推進していくことができるといふふうに確信をいたしております。○田原委員 わが国の食糧及び人口増加の面から見ると、食糧において年間に約二百万トンの不足で、外部から得ておる。人口は絶対数の増加が百二十万以上であるといわれております。従つて刻下の日本の一番大きな問題といたしましては、海外各国の了解と賛成並びに歓迎を受ける立場に立つて、大量に海外移民をしなければならぬのではないと思ひます。しかるに今回予算の面を見ますとせいぜい四、五千人くらの移住に関する経費しか出ていないやうであります。先般の自由党、民主党の共同修正によれば二百十

数億という金を新たに捻出するといふのであります。海外に移民を出すために移住局を作るといふことになれば、百二十万の絶対増加数に對して全部とはいへないにいたしても、日本と同じ立場のイタリヤが終戦後百三十万くらい、アフリカ、南米に移民を送つておるのを見ますれば、日本の将来の国策は貿易と移民ということ

を最も優先しなければならぬ。ところが外務省の人事配置を見ますと、依然としてヨーロッパ中心の人事の配置でありまして、中米、南米に優秀なスタッフを送るということがない。むしろ今後は中米、南米に最優秀な人材配置をする、必要ならば中米、南米の未設置のところに公使館を作る、あるいは公使館のところに大使館にする。その反面全体の外務省の費用の節約からいふならば、ヨーロッパにおいてただ惰性的にあるとしか見られないやうな大使館も相当あるのでありますから、これらを縮小して、そして貿易、移民をして中南米の新市場を開拓し、優秀な人材を新天地に送るといふことで、有能にして強力なる外交陣容を配置すべきだと思ひます。それが今回見られない。一面移住局を作りながら、これに即応する配置が用意されておらないことを考えますと、なぜそういうことをしなかつたのか、また将来をこの機会に聞いておきたいと思ひ

ます。○園田政府委員 お答えする前に、本日委員長の連絡によりまして外務大臣が出席して詳細に御答弁申し上げる予定でありましたところが、参議院の本会議の審議状況によりましてやむを得ず出席いたしかねる状態になりましたので、不肖政務次官、代理として出席いたしましたので御了承願ひます。ただいまの御質問に對してお答えを申し上げます。われわれ外務省といつたしましても全く同様の意見でございます。いま、予算折衝におきましても、ただいままでの移民その他のワクから一挙にこの際飛躍していろいろな面に拡大するとともに、人口問題、あるいは外貨の獲得の問題、あるいはさらには移民の問題、あるいはから転換をいたしまして、民間外交の推進として、いろいろの面に重点を置いて予算の折衝をしたのでござい

ますが、今日の段階におきましては、御承知の通り、本年度の予算関係からの渡航許可人員は約五千五百名でございます。なお本年度以降の長期移民計画に關しましては、事務当局で立案中でございます。予算その他資金面との関係もござい

ますので、近々発表、御報告申し上げる予定にいたしております。なお今までの移民に關する外交というものが非常に消極的であつて、特に移民の重点である中南米等には外交官の人材等も配置していない、今後よろしくそういう点を考えて移民外交を推進していけるという御注意でございます。が、全く同じ意見を持っております。外務省といつたしましては、ただいま中南米には十九カ所に在外公館を設置いたしております。人員六十三名でございます。今度の外務省の在外公館の設置に關する法律の一部改正と予算の折衝の結果、移民関係といつたしましては、ドミニカに専任公使、ボリビアに公使館を新設する予定をしております。

な人材の配置にいたしまして、ただいま御注意をいたしました点をとくと検討いたしまして、本省におきましても、ただいままでは移民課でございまして、外交の中核をなすに至らなかつたため、そういう面から出先公館におきましても移民の点についてはいささか疎漏な点があつたのではないかと深く反省をしております。そういう面です。今般官さん方の御援助によりまして移住局が設置されました際におきましては、外交の重大なる一部門として在外公館等にもよく注意いたしまして、人材の配置並びに外交の推進等には十分なる顧慮をしていきたいと考えております。

○田原委員 ただいままでの話は大体中南米に重点を置いておるやうですが、段階的に中南米に重点を置くのは当然と思ひますけれども、たとえばアラスカにはすでに日本の資本でアラスカ木材会社か何かできてゐるやうであります。それに季節労働者を入れようとしたけれども、移民法その他の手続がめんどうで入つておらない。これはアメリカ人の労働力、資金から見れば、日本の森林伐採労働者の方がはるかにいいのであります。しかしいまだにそういう点についての成果が上つておらない。それからまた日本の食糧事情から見れば、東南アジア、たとえばボルネオ、あるいはセラム、ハルマヘラ、

そのような近接地帯になお有望な農耕地帯がある。今は賠償も講和条約の最終決定も済んでおらないから、直ちにこれに對する交渉はむづかしいと思ひけれども、すでに平和的に民主的に立ち直つた日本であるし、優秀な日本民族の技術、正直、勤勉、こういうも

な人材の配置にいたしまして、ただいま御注意をいたしました点をとくと検討いたしまして、本省におきましても、ただいままでは移民課でございまして、外交の中核をなすに至らなかつたため、そういう面から出先公館におきましても移民の点についてはいささか疎漏な点があつたのではないかと深く反省をしております。そういう面です。今般官さん方の御援助によりまして移住局が設置されました際におきましては、外交の重大なる一部門として在外公館等にもよく注意いたしまして、人材の配置並びに外交の推進等には十分なる顧慮をしていきたいと考えております。

○田原委員 ただいままでの話は大体中南米に重点を置いておるやうですが、段階的に中南米に重点を置くのは当然と思ひますけれども、たとえばアラスカにはすでに日本の資本でアラスカ木材会社か何かできてゐるやうであります。それに季節労働者を入れようとしたけれども、移民法その他の手続がめんどうで入つておらない。これはアメリカ人の労働力、資金から見れば、日本の森林伐採労働者の方がはるかにいいのであります。しかしいまだにそういう点についての成果が上つておらない。それからまた日本の食糧事情から見れば、東南アジア、たとえばボルネオ、あるいはセラム、ハルマヘラ、

のによつて未開墾地域を開墾すること
は、それぞれの国々の利益になること
だと思ふ。従つて外務省はこういう面
にもう少し力を入れてもらいたい。新
しく再出資する日本民族の将来に對し
て、特に東南アジア各国との積極的な
友好關係を回復する努力が足りないと思
ふ。これらの努力をすることによつて、
それらの国々も日本人が行つて米を
作つたり、森林を伐採したり、魚を
とれば非常に利益を得るのですから。
そういう点平素の啓蒙、友好關係の努
力が全くできておらないと思ひます。
これは移住局ができるということにな
れば、ひとり中南米の仕事だけではな
く、広く移住し得るあらゆる国の調査
をなし、それから外交的手段並びに宗
教家や世論の背景等を得まして、次々
に全世界に對して勤勉にして正直、そ
してその国の法律を守る優秀な日本民
族が平和的に向うの国の産業に協力す
るよ様に、もう少し勇氣を持つてやっ
てもらいたいと思ふのでありますけれ
ども、従来の新聞等に現れた傾向を
見ますと、とかく消極的であり、はな
はだしく遠慮している。さうな遠慮
はかえつて向うの開墾をおくらすので
ありますから、大いに積極的によつて
いただきますと思ひます。大臣がお見
えになりませんから、次官からこれら
の中南米以外の国に對する今後のの方策
等を聞かしていただきます。

あるいは地域におきましても、中南米
の移民から各所の方向に進出をしたい
と考へておりますことは全く同様でござ
います。従ひましていただきますそのよ
うな方面に逐次調査を進め、準備中
でございます。なおかつ在外公館の配置
等にいたしまして、ただいままでの
単に大國の重要な都市に配置せんとす
る配置方針をこの際転換いたしましたし
て、アジアの大戦後独立いたしました
國家、新興國家及び移民のために必要
なる各所の國々に公館を配置しよう
とする意思がございまして、これはす
でに今度の予算折衝におきまして、この
よきな在外公館配置の意見を提出をい
たしましたが、遺憾ながらその意見は
約三割程度に削られまして、その三割程
度もたゞいま法律案となつて外務委員
会で御審議を願つておりますが、在外
公館の配置の基準等も今までのよきな
大國の大都市に置くという方針から、
今おっしゃいましたよ様に、経済面あ
るいは移民的な面から、小さい國とい
へども實際重要な國家に配置しよう
とすることはなかなか御理解願うことが
困難で、ただいま盛んに御相談をして
いる経過でございます。

○田原委員 たまたま重光外務大臣は
この内閣の副総理でありますから、閣
内に相當重要な發言力を持たなければ
ならぬと思ふのであります。今度の
予算を見ましても、思ひの結果が
上つておらないと思ふ。今政務次官の御
答弁があつたよ様に、英國における日
本の大公館でも、大使のほかに公使三
人とその他四十人ぐらゐると思ふ。
アメリカの日本大使館も大使のほかに
公使が三人ぐらゐるよつて、四十数名大
使館員がいるよつてあります。その
英國との交渉においても、ガットの加
入においては、いまだに英國の了解が得
られない。あるいはアメリカの大公館
に多くの外交官がおりますが、マダ
スカの林業移民においても成果が得ら
れない、こういう状態であるから、い
たずらに大きな國に置かなければなら
ぬというところは頭ないと思ふ。それ
らの國の大公館の配置は転換をいたし
まして、日本を受け入れてくれるよ
うな、また十分その余地がある、またこ
ちらで公使館、領事館、大使館の施設
を何ら使用してないところ、重点を
置くべきだと思ふのです。しかし主
體の外務省の費用等もございまして、う
か、それらをにらみ合せるのは當然だ
と思ひます。ぜひやつてもらひたい。

第二点は、日本の外交官の三分の一
は常に船の上にあると戦前にはいわれ
ておる。すなわち転任、昇任がはな
だしくて一カ所に長く駐在することが
ない。これは外交官の昇進上の、国内
の系統上の一つの現われがそこにある
と思ふのであります。われわれが聞い
ておるところによりますと、たとへば
イギリスのクロスビーという大使が前
後四十二年おつたといわれてゐる。あ
るいはアマソンの下流のベレンにイギ
リスの副領事が二十五年おつた。こ
ういふことで先進國の外交方針は外交官
を昇給のための転任や内地に呼び寄せ
るといふのでなく、その土地における
専門家として教育しておるのでありま
す。かような見地に立ちますならば、
外交官の三分の一はいつも転任出発と
いうよきな従来の惡弊をこの際除去し
まして、その國に對する特殊な手腕と
熱情とを持つた者を長く置く半面、在
任中に次々に昇給等するというよ
にして、国内の一般職の官吏の昇給
昇格とおのずから異なつた方法をとる
ことにすれば外交官が真にその駐在國
の専門家になれると思ひます。こ
ういふ点についてはまだ工夫が足りない
と思ひます。こういう点も、これは予算
面に現われる問題ではなくて、省内の
人事配置、任命等の問題であります
が、適材を適所に置く、さうして武力
なき平和的日本民族の海外への發展等
については外交は外務省をただ一つの
窓口にして、省内に人材が足らなけれ
ば他省からも得てそして適切にやるよ
うに、外務省の任用規則でありますか、
さういふことで存外はばまれてゐるの
じゃないかと思ひますが、今後これら
を改正していくよきな方針はあるかな
いか、これを伺ひたいと思ひます。

○田原委員 予算の面におきまし
て非常に重大な段階であり、重要な問
題を控えておるにかかわらず、外務省
の予算が非常に少いという御意見で
ございまして、われわれもさういふ考
へております。しかし今の段階におき
ましては、仰せのごとく、外務大臣は副
総理の立場で閣内に強力な發言をしな
ければならぬ立場でもございまして、
また一面閣内統一のためにこれを統
一せしめる責任者でもございまして、
で、さういふ意味におきまして乏しい
財政の面からは今日万やむを得ざるも
のと考へております。將來につきま
しては、皆さん方の御支持を得まして、
逐次終戦後の終戦連絡事務所的な、外
務省が日本の内政の頂点に立ちまし
て、日本の独立の隘路を打開する政治
上の頂点に立つべく努力したいと思
ておりますので、この上各位の御支援
をお願いしたいと思ひます。

なお在外公館の設置方針につきまし
ては、先ほども申し上げました通り、
戦前の在外公館の配置方式はこの際改
めて、新しい配置の方針をとるべき段
階でございまして、それは一つは各國の
政治、文化の進歩の状態は著しいもの
でございまして、単に以前大都會であ
り政治の中心であつた点は逐次転換を
しておるのであります。たとへばトル
コのイスタンブール等は戦前におき
ましては情報収集の拠点であり、東洋
西洋の接点でありましたが、逐次そ
れが西方に移動しておるといふのが一
例であります。その他の点につきま
しても大いに検討すべき点でございま
す。なおまた大きな方針といたしまし
ては、先ほど申し上げました通り、
大國の大都會に格の上の大使を配置す
るという方針はこの際改えて、やはり
アジアの諸國に重点を置きまして、ほ
んとくに密接な關係があり、しかも
外交的には弱小諸國が手を握つて、強
力なる國家に向つて、國連あるいはそ
の他の會議において有力なる發言をす
るためにも、小さい國々の重要な点
に逐次配置したいと思ひます。

者と個人的な親しみを増して、そして国家の利益を上げますように、一地区に長く滞在せしめるような方針はすでにとつております。

なお、また他省との交流は仰せのごとくでございます。単なる外交技術というものから外交が飛躍をいたしまして、経済面あるいは農業面あるいは貿易面等重なる方向に進出をしております。そういう面でも多少の人事の交流もいたしまして、広く専門の知識を吸収し、直接の外務省の外交官にそういう知識を与え、他省からも広く人事を受け取りたいと考えております。ただいまのところすでに三分の二は外務省出身の外務官でございます。三分の一は他省から人員を配置しているような状態でございます。その他につきましても御意見の通りでございますので、十分検討してやりたいと考えております。

○宮澤委員長 江崎君。
○江崎委員 政務次官にお尋ねをいたしますが、移住局の設置について、今移民計画を立案中であるというお説であります。少くともこの予算の少いときに局にしようという以上は、これは先に計画があつてそしてその行政的な充実ははかるということではないならば、なぬかでもこれからまた六カ年計画を作るのだという、総理、とほけておられたようですが、これは相当具体的にあるのでございましょうか、もしありましたらその内容を少し承わりたいと思ひます。

○園田政府委員 仰せの通りに移住局の設置をお願いいたします段階におき

まして、すでにその基本方針に基いて長期の移民計画を外務省としては立てております。しかしながら予算面あるいは長期経済計画等の面に従ひまして、まだ発表の域に達してない段階でございますので、もう少ししばらく御猶予をお願いして発表したいと考えております。

○江崎委員 この移民の予算につきましては、本年度五千五百万程度の支出計画ができてゐるということでございますが、国内の支出だけにおいて移民の十全をはかるということはきわめて困難だと思ひます。すでに前閣僚外相の当時に、対米借款の問題等が具体的に持ち上つておつたのであります。その後、この内閣になりましてからの経過について承わりたい。

○園田政府委員 ただいまの仰せの通りでございます。ただ単に政府から渡航貸付費の支出を願ひまして、それによつてのみ移民を進めて参りますことはきわめて消極的でございます。その借款をやりまして、その借款に基いて移民に専念をする財団法人を作りまして、これによつて逐次進めていきたいと考えております。この借款は、御承知の通り、前自由党内閣のときに進められまして問題でございまして、わが内閣がこれを引き継ぎまして、以て、向うの要求では元利の保証を政府がやればその他のことについては一切の条件は要らない、こういう点まで話が進んでおります。借款の点は順調にいつてゐるばかりでなく、むしろ向うの方からせき立てられてゐるような状態でありまして、前に折衝されました自由党の方々からも、あまりおくられ

ば借款の点がかえつて困難になるから急げという好意的な御注意を承わつてゐるような状態でございます。

これについての準備は、予算的には準備金の中に一億の会社の基金として準備をいたしておりますが、今度の予算修正に伴ひまして、正式に移民公社もしくは会社のための基金一億として修正を願ひまして、正式に予算が準備をされております。これに基きまして、ただいま折衝中の問題は、移民公社にするかあるいは会社にするかという問題で、政府と党内の議論が統一されておられません。と申しますのは、正直に実情を御報告を申し上げますと、大蔵省関係では元利の保証を政府がやるし、なおまた政府出資の会社では、やはり大蔵省が直接監督をできるような公社にしたいという意見があるやうでございます。外務省といたしましては、公社という名目では、これは戦争中にスマトラ島に移民の関係でございまして、ただ単に公社という名目だけで政府の直接出先機関という誤認を受けまして、いろいろな問題が起つた先例がございまして、ましていわんやこの移民という問題は、戦前と違ひはなくて、ほんとに日本の国民が向うの国に渡つて行つて、向うの国民となつて経済開発に協力をするし、文化向上に貢献せんとする意味の外交でございまして、そういう面になりますと、移民の相手国家から、特に日本のは、非常に日本国民は日本の国を愛するといふ一面、一方には自分の国に

入つてまでも自分たちだけで固まつて、住んでおる国のことよりもやっぱり元の日本の国の利益になることばかり考へるという点が、他国の非難の点でございましたので、そういう点からいたしまして、公社といたしますと、相手国では政府の直接出先機関であるという印象から、いろいろな障害を来します。従つてただ単に移民の公社が渡航するための渡航費の貸付だとか、あるいはその準備だけをするやうでございまして、それでもかまいませんが、そうではなくて向うに移民いたしまして、いろいろな農業あるいは企業の問題や、あるいはその他のお世話をする、最後まで責任を持つて移民外交を進めたいと考えておりますので、そういうことになりまして、公社という点でなかなか仕事がかまひません。従つて大蔵省の金銭に関する監督権はこれを強化されてつてつてあるから、名目の運営上は公社にしたいといふのがわれわれ外務省の意見でございます。しかしながら予算の折衝過程において妥協すべき問題が今日まで取り残されておりましたのは、実は予算折衝の困難な状態を現わす一つの事例でございまして、この問題の解決を待つておれば予算の折衝がうまくいかぬので、何とかとめようといふことで、これを保留をして予算だけ獲得をしたわけでございます。そこで今これを早急に解決しなければならぬ問題でございまして、実は内々ではございまして、各党に御相談申し上げましたところ、自由党におかれましては、社会党両派におかれましては、やはり移民だけは公社でなければならぬといふので

あろうという各位の御意見が強いようでございます。従つて政府の方で意見が一致をしないでぐずぐずしておるならば、むしろ議員提案で全会一致の問題であるから、早く会社を作つて、この一億の基金で、そして借款を早くやつて、移民をどんどん進めていって、いいのではないかと、これがほんとうの空気でございまして、従ひまして政府といたしましては、それではまことに何であるから、なるべく早く意見をまとめるからしばらく待つていたでございといふことで、ただいま政府内での意見の調整中でございます。私といたしましては、また意見を申し上げるが、また意見のまとまるのが長くかかるやうであれば、国会において国民の代表たる議員が提案されることは、政府の恥でも何でもございせんから、議員提案を願つてもつけようである、こういうことをならみ合せていただいま考慮中の問題でございます。

○江崎委員 非常に御努力を願つておるやうでありますから、たいへんけっこうであります。最初の借款計画は大体どれぐらの金額を金がまえられて、また何戸ぐらのものをとりあえずこれによつて移民しようとしておられるのかを承わりたいと思ひます。

○園田政府委員 金額は、前から折衝願つておるのを引き継ぎまして、千五百万ドルでございます。従ひまして大蔵省との相談では、この基金も一億では若干不足でございますので、初年度は若干をあるいはこれに添用するかもわかりません。あるいは民間の資金を一部集めたいと考えております。その千五百万ドルが借款でございます。

何名移民をただちにやるかという御質問でございますが、この点はまだただちにお答えを申し上げるような段階ではございません。借款計画は持つておりますが、その借款をただちに全部渡航貸付に回すというわけではございません。いろいろの設備あるいは準備の資金等が実際の国家の予算で支出されるべき筋合いのものを、これによって初年度は流用しなければならぬということもございまして、この点についての御答弁は御容赦願えれば幸いです。

○江崎委員 今の五千五百人の送出計画であります。移民というのは、すでに御存じの通り男一人で行って成り立つものじゃありませんが、これは一体何戸でどういう形でやりになるのであるか。具体的に一つ承りたいのですが……。

○石井説明員 今のところは中南米諸国が主でございます。向うの政府なり、これを使います方の要望は、できるだけ労働力の多い家族にしてほしいというところがございます。ところが家族と申しまして、よく向うに行きたいために、構成家族と申しまして、臨時に養子になったりなんかするのがございます。こういうのは非常に困る。向うに行つて分れてしまふ。従ひましてできるだけ自然家族の構成で、その中に労働力三人以上入りますと、夫婦と大きな子供というふうなかつこうになりまして、子供が大きいとその下もいるということで、大体今のところ家族六人平均くらいになっております。従ひまして五千五百人と申しまして、家族で申しますと、大体それを六で割つたくらいの家族数ということにな

らざるを得ないのでございます。ただ最近アルゼンチンとかブラジルなりで技術を持った単独の若い優秀な人間がほしいという声が相当強くなつて参りました。そういうしますと、六で割ります割合がだいぶ下つて参りました。われわれとしては非常に望ましい傾向になつておるといふふうに考へております。

○江崎委員 今の単独の若い者というお話は、これは将来にかけて非常に希望の持てる話であります。その技術というものは具体的に言いますとどんなものですか。

○石井説明員 いろいろございまして、今一番要求されておるのは、技術者といひましては、たとえば養鶏の専門家、果樹の専門家、それから場所によりましてはいろいろな農機具を作る者とか、井戸掘りの職人とか、自転車の修繕工とか、各様にわたつておりますが、まず一番多いのは果樹の専門家とか花作りの専門家、そういうものが要求されております。

○宮澤委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○宮澤委員長 次に行政機関職員定員法の一部を改正する法律案を議題とし質疑を続けます。石橋政嗣君。

○石橋(政)委員 定員法関係につきまして若干厚生大臣に御質問したいと思ひます。御承知の通り、昨年の定員法の改正に基きまして、厚生省関係において引揚援護庁であると申します。四力年間になつておるわけでございますけれども、この引揚援護庁の今後を見通しを一応知る必要があると思ひ

ますので、現在の在外同胞をどういう計画に基いて引き揚げさせようとしておるのか。今後の問題でなかなか見通しは困難かと思ひますが、一応の整理者の数が出ておる以上、ある程度のめどはついておると思ひますので、その点を最初にお伺ひしたい。

○川崎國務大臣 御承知のごとく、引き揚げ援護業務が引き揚げを促進するのと同時に次第に縮小されて参つておるものであります。このことは國家として引き揚げが促進されるというところは國として喜ぶべきことであるに反し、その業務に携わつてそのことのために要員として旧陸海軍に求残つておられる方々には、次第に行政整理の日に近づいていくことは、御本人たちにとつてはまことに苦しいものではありますけれども、これまたやむを得ない現象であらうかと思ひます。引き揚げ関係職員は、その業務に伴ひまして昭和二十九年から四力年にわたり総計一千五百一人を整理することとしたので、本年度におきましては六月末までに四百十八人を整理いたすこととなつておるのであります。

名定員外制度を実施することに相なつたわけでありまして、これについては閣議におきましても相當の論議がありまして、これをとるべきでないという考へ方を、遂に指名定員外制度を実施することに相なつたわけでございます。さきに申し述べた通り、今年度の整理人員は四百十八名であります。部内における配置転換、他への就職あつせん等により、すでに百四十六人が整理済みであります。残りの職員は二百七十二名であります。そのうちすでに二百十六人は本養成成立のあかつきには指名定員外制度に服したい旨、すでに本人より円満に申し出が提出されておりました。残余の人員は今年一ぱいには他への配置転換ができる見込みであります。

○石橋(政)委員 ちょっと質問の要点をそれたと思ひますが、私最初にお伺ひいたしましたのは、四力年にわたつて整理をするということが明らかになつておる。そうしますと、引き揚げ事業の今後の見通しということも、非常にむずかしいではあるけれども、これだけの人員をこしらへ減らす、来年はこれだけ減らすということがわかつておる以上、引揚援護局の事業といふものも一応のめどがついておるのではないかと、そうするならば、現在在外同胞がまだどのくらいおるのか、これをどういう形で今後引き揚げさせる計画のもとにこの事業の縮小を見越しておられるか、これをまず最初にお伺ひしたわけでありまして。

○川崎國務大臣 ちょうど外務省との質疑応答の交代期でありまして、多少ざわざわしておつたので、たしか引き

揚げのこの御質問かとも思つたのであります。語尾にこれらの計画並びに現在の進捗状況というお話でありましたので、整理の問題の方を先に申し上げて、まことに恐縮であります。聞き落しもしませんでしたので、私からおわびを申し上げさせていただきます。

現在引き揚げの状況は、生存者の見込み数はソ連本土におきまして約一千五百、樺太において一千、中共において七千という見込みを厚生省としては立てておるのでございます。この生存者の引き揚げについては、予算案のときに申し上げましたように、本年度はこの中の約五千名程度引き揚げる予定のもとに予算を組んでおるような状態でありまして、日ソ交渉等が進捗いたしますれば、さらに大幅な引き揚げも予想されるわけでございます。従ひまして本年度を軸として三十二年、三十三年あたりまでは引き揚げが完了するものと考へておりました。これに基いて引き揚げ援護局の整理は三十二年において四百十八人、三十一年度において四百五十八人、三十二年度において四百五十八人、こういう数字をもつて漸次整理をいたしたいと考へております。

○石橋(政)委員 ただいまの計画に基きまして、大体三十二年に五千人からの引き揚げを見越しておられる、こういうわけでありまして、私たちがいたしまして、引き揚げは一日も早く行われることが望ましいし、また努力をしないかならない。このように思ふわけでありまして、必ずしも予定通りに進まないような事態も予想しておかなくちゃならないのではないかと思ひますが、もしこの

引き揚げが予定通り進捗しないという
ようなことになりますと、被整理者の
数にも異動がある、このように考えて
よいものでしょうか。

○川崎國務大臣 もとよりそういうふう
にお考えをいただいてけつこうであ
ります。しかしながら引き揚げが予
定通り進捗しないというよりは、むしろ
今日立てておきます計画は、昨年の
末において予算の原案が大蔵事務当
局で作られた際に提出をいたしたもので
ありまして、その後日ソ交渉という
新たな事態が入り込んでおりますか
ら、その結果によつて新たな情勢の進
展も予想されるような情勢で、あるい
は引き揚げが早くなる見込みもあるの
ではないかとさへ思つておる次第でござ
います。

○石橋(政)委員 大体厚生省関係の整
理は、今の大臣のお言葉によりますと
非常にスムーズに進んでいる、こうい
うことでございまして、残りが五十六
人ある、こういう話でございしますが、
もしこの五十六人の方々の配置転換と
いったようなことがうまく行かない、
そしてまた本法案の附則十項に基く指
名退職の希望をしないというふうな事
態に立ち至りましたときに、大臣とし
てはどういう措置をとられるつもり
か、この点を確認しておきたいと思
います。

○川崎國務大臣 それは厚生省におい
てはすでにたゞいま御指摘の通り円満
に予定数の指名定員外の申し出があり
ましたので、御懸念の点は万々ないこ
とと思ひますが、なお残りの者につき
ましても、大体防衛庁方面に配置転換
をいたしたいという見込みがほぼ立つ
ておるような次第でございします。これ

もつけ加えて申し上げておきます。
○石橋(政)委員 それでは引き続き
調達庁関係についての質問をいたした
と思ひます。昨年度以来引き続き年
次計画によつて整理を行なつておるも
ののうち、調達庁関係が一番トラブル
が多いように私も考えるわけでござ
いますので、特に細部にわたつての質
問をいたしておきたいと思ひます。

その前に調達庁の業務がいわゆる駐
留軍を對象にしております関係上、漸
減していくというところは、われわれと
いたしまして十分に納得がいくわけ
でございしますが、しかしそうはいくも
のまだ人員を急激に減らさなくては
ならないような事態に立ち至らないで
済む方法があるのじゃないか、こうい
う疑問を持つておるわけでございま
す。その一つといたしまして補償業務
でございしますが、このうち行政協定の
十八條に基く補償業務が非常に遅延し
ておるような感じが強いのでござい
ます。最近私のところに來ておる
ものを見まして、昭和二十八年に起
りました米軍による事故、これらの事
故に基いて申請したものすら処理でき
ておらないというふうな件数が、相当
あるように思ふのであります。ま
ず、行政協定十八條に基く補償業務、
この範圍内に属するもので未決になつ
ておる件数が現在一体どのくらいある
のか、この点を御質問してみたいと思
います。

○山内(陸)政府委員 お答えいたしま
す。行政協定十八條の問題は時々刻々
に起つておられて、従つてまた問題
によりまして非常に簡単に片づくもの
もあり、非常に長くほとんど半年以上
もかかるようなものもありますので、

そんな関係で未決事件が何件というこ
とは、ときによつて非常に違ふわけ
であります。私今手元に十八條關係の資
料を持っておりますので、未決事件
が何件というのを申し上げることが
できないでまことに遺憾に思ひます
が、最近の進行状態は以前に比べて非
常によくなつて参りました。その理由
は、御承知かと思ひますが、以前は府
県知事に書類の受付とか調査とか、最
後の金の支払いを委任をいたしてお
りましたが、どうも仕事がダブるよう
な形がありまして、県を通過すること
によりまして非常に期間がよけいにか
かるということが、いろいろの調査から明
らかになりましたため、昨年の四月
一日から全部調達庁だけで責任を持
つて処理するということになりました
ので、平均して約一カ月は事件の処理
が短縮になったかと思ひます。従つて
今日はごく早いものになると一カ月、
極端なものは別としてまして数あるもの
のうち比較的長くかかるもので三カ月
というふうな程度に短縮せられました
というふうな程度に短縮されたと思
ひますが、未決事件はよほど少なくな
つたと思ひますが、的確な数字はいずれあ
らうと書面にてお届けしたいと思
ひます。

○石橋(政)委員 行政協定十八條に基
く補償業務は相当停滯しておると考
えておるわけですが、件数が現
在明確にならないのでやむを得ませ
ん。後日お聞きいたしますが、このお
くれておる原因には、私は二つあるん
じゃないかと思ふ。一つは、一
つは根本的な問題で、米軍との話し合
いがどうしてもつかない。というの
は、被害者としては米軍の車にひかれ
たのだということを明確に証言してお
るにもかかわらず、米軍が認めないと
いうふうなケースがあるし、あるいは
また私の今持つておりますケースの中
には、事故を起した当時は確かに軍籍
を持っておつたけれども、その後除隊
してしまつて、一シビリアンになつた
ので、軍としては知らないといつて
突っぱねている、そういうケース、
あるいは日本の檢察庁において不起訴
処分になつたので補償の責任を生じな
いといつて逃げたケース、こう
いった問題は根本的に解決しなければ
ならない問題であつて、単に処理のお
くれでおることの責任を追及するわけ
にはいかないと申すのであります。す
けれども、それと同時に一つおくれ
る理由といたしまして、たとえば事
務的に翻訳などが非常におくれている
というのが相当あると私聞いている
わけです。これなどは人員整理というよ
うなものとは逆行しておるのではない
か、もう少しそういう翻訳に携わる
者をふやしてやるといふようなことが
考えられなくちゃならぬじゃないか、
こういうふうなことで私質問をしたわ
けでございしますが、答弁を得られま
せんでしたので、なるべく早い機会に、
現在未決になつておるものの件数がど
のくらいあるのか一つお知らせ願ひた
いと思ひます。

それからもう一つ、調達庁といたし
ましては戦後初めてできました特別な
技能を持った人々によつて構成され
た一つの役所であると思ふのでござ
いますけれども、これがだんだん縮減さ
れていくというところは、ある意味にお
いては非常に不幸なことじゃないか、
せっかくのこういう技能を今後とも活
かしていくことが、当然考えら

れなくちゃならないのではないかと
とえば各官庁がばらばらにやつてお
ります調達業務というものを一元化し
て、これを現在の調達庁あたりでやつ
ていくということを計画されたらどう
かということにさき長官にも話した
のでございしますが、こういう研究機
関を設けたらあるいは上部に働きかけ
たりしたことがあるのかどうか。あると
すればその経過といつたようなものを
若干お聞かせ願ひたいと思ふわけであ
ります。こういう措置が今後とられる
とするならば、必ずしもこういつた特
殊技能を持った者をどんどん整理して
いくといつたような必要もないのでは
ないかと思ひますので、あわせて質問
してみたいと思ひます。

○山内(陸)政府委員 調達庁の整理計
画は、御承知のように、昨年度から來
年度にわたる三カ年で七百一名の計画
になつておりますが、この調達庁の整
理計画の内容でございしますが、一部分
は他の各省共通な事務処理の合理化と
いいますか、行政管理局でいろいろ検
討されて、仕事の種類によつてこの程
度節約してもできるのではないかと
いうような方針がございまして、調達
もその例に漏れさせずに、一部につ
いてはそういうふうな事務処理の合理化
というふうな意味から来た定員減も若
干でございしますが、調達庁の減の主
たる理由は、事務の縮小によるものが大
部分でございします。この縮小は何かと
申しますと、調達庁は講和条約発効後
大量に不動産の補償業務がありまして、そ
の解除不動産の補償業務というものが、
金額にしても莫大な金額に達する
し、事務の分量としても異常に大きな
分量になりまして、一つのビルを解除

されたものをどうして原状に回復するか、そのためにどれくらい金がかかるかというように計算して、所有者と話を付けるだけでもなかなか大へんなことでございます。その仕事が講和条約発効前後から解除になり始めて、二十七年の七、八月ごろまで、非常なたくさんの方が解除になったわけでありまして、その補償事務の処理が大よそとれくらいかかるかということを検討いたしまして、その処理計画に基いて本来ならばあるいはその減を受けるような場合でも、そういう臨時の仕事が相当多いので、どうしても必要な人員は置かなければならぬというふうな計画であったものが、だんだんと処理計画によって減少してきて、もう三十一年度ならばまず処理を終ることもできる、そういうふうな見通しを立てて、その見通しのもとに定員減の計画をいたしたわけでございます。しかし不動産の解除はその後におきましてはつづつございまして、また最近では移駐計画に基きまして、相当の解除も予想されますが、これはまた別途の問題として考えなければならぬと、とにかく当初の大量解除については残りが非常に少なくなつて参つておりますので、その意味でこの調達庁の定員減はやむを得ないものであると考えております。

まっております特殊技能者の集団を散らしてしまふというところは、ある意味では不幸ではないか。この特技を生かすために、現在各省庁においてばらばらにやっております内務省調達庁あるいは省庁の管轄とか用度、そういうものを全部一括してやるような役所をつくり、それを現在の調達庁が引き継いでやるというふうな形にすればいいのではないか、そういう計画が過去においてなされたことがあるか、あるいはどこか政府内部あるいは調達庁の中にそういうものを研究する機関を設けようというふうな計画があるのかどうか、あるとすればその折衝の経過などを一つ御説明願いたい、こういう質問をしたつもりだったので。

○山内(陸)政府委員 国内調達の問題につきましましては、今の官庁である調達庁の前身は公園である特別調達庁という時代がありまして、その公園である特別調達庁におきましては、設置法の中に明らかに国内調達をやることのできるような項目があつたわけでございます。従ひまして調達庁としては本来の仕事が縮小になりましたが、国内調達の仕事は権限として設置法に載つておるから、いづれこういう方面を具体化して、その全部にはなかなか手が届きませんけれども、最も手近な、また効果のあるものからやりたいという考えを持って計画したことはございまして、しかしそれは公園時代に設置法に載つておりましたからそういう計画をいたしました、今度はいろいろの必要から官庁にまた直さなければならぬというときに、非常に論議があつたわけでありまして、元來終戦後に特に軍の必要という特殊の意味を持つてきた官庁が、そのままに国内調達というふうな大きな問題と取り組んでやるというところはどうかという、各省にいろいろ意見がありまして、そういうことで性格をあいまいなことにすることにはまずいじゃないか、とにかく調達庁は設置当初の本来の使命に従つて進むことが必要じゃないか、一方こういうことでありまして、もう一つ、当時国内調達のうちの特に大きな問題は管轄関係でありまして、建設省設置法にも国費をもつてする管轄は建設省がやるようになっておる。調達庁にそのまゝ置くというところはおかしいじゃないかというふうな意見もあつて、それでとにかく今のところは、今度の官庁としての調達庁は駐留軍の仕事をもつぱらやるというところに限るべきだというのが削られてしまつたわけでございます。従つて今の調達庁設置法ではそういう方に手出しをすることはできないわけでございます。ただ新しい問題として将来どうかというところは、これは意見としていろいろあるかと思ひますけれども、しかしこれはなかなかむずかしい問題でありまして、現在のところ調達庁はその国内調達についての考えを持っておりません。むしろ調達庁の機能を発揮するためには、すでにいろいろ問題もあつて、軍の直接調達をある範囲においては間接調達にした方がよいじゃないかという問題は考えてもおりますし、また希望する面もいろいろ多いようでありまして、大体そんなようなことになっております。

○石橋(政)委員 この問題は非常に大きな問題で、機構の改革あるいは事務の簡素化といったようなものとも関連して十分に検討する必要があるものと思ひます。しかし本席においては一応その程度にいたしまして、ともあれ調達庁は現実において整理しようとしておる。ところがその整理の仕方が正しいかどうか、調達庁においては非常にトラブルが多いように私は思ひます。それに關連いたしまして、若干の質問をしてみたいと思ひますけれども、本年度分御指摘の通り三百三十二名の整理があるわけでございますが、この三百三十二名のうち、もしこの法が成立した場合に、いわゆる本人のあくまで自主的な意思に基いて、指名退職制度の適用を受けようという意思の表明をしておる者が現在までにあるのか、それとすれば、何人くらいか、それを最初にお伺ひいたします。

○山内(陸)政府委員 明らかにその意思を申し出てある者も非常にたくさんあります。それから明らかに申し出ていないが、まず申し出るだろうという見通しを持っておる者もありまして、合せて約二百二十名くらいあるかと思つております。

○石橋(政)委員 そうしますと、定員法の改正によつてどうしても三百三十名の整理をしなければならぬ。ところが現在まで自発的に申し出るであらうという予想のもとに、予想まで含めて二百二十名ということでありまして、さらに百十二名の差がここにできてくるわけでございますが、この人たちがもし自発的に申し出をしないという場合に、問題は非常に紛糾してくると思ひます。ございまして、これに對してどういう取扱いをなさるつもりか、これを御質問いたしたい。

○山内(陸)政府委員 調達庁の三十年度の整理予定が三百三十二名で、今二百二十名と申しましたから、その差は百数十名になるわけでありまして、実は予算面にも明らかになっておると思ひますが、三百三十二名の整理ではありますけれども、欠員等もございまして、二百五十四名だけ整理すればよろしい。従つて二百五十四名の人員に對する予算が計上されておるはずでございます。従つて私どもの努力の對象になる数字は二百五十四名でありまして、もう三十数名を残すのみ、こういうふうになつておるわけでございます。なおその三十数名をどうするかという問題になるわけでございますが、これは主として調達庁の総人員が減る關係で機構が縮小されるわけで、役付職員において一番整理に悩んでおるわけでありまして、この三十数名というものも大体そういうふうな種類を見てさしつかえないかと思ひます。しかしこれらの数字につきましましては、何といたしても三十数名に切り詰めておるべきものと、いろいろ趣旨をよく説明して、どこまでも納得の上この整理を円満に終了したい、かような念願を持っておられますと、今のところそこ数字の開きはありますけれども、大体六月末までにはできる、かように考えております。

○石橋(政)委員 聞くところによりますと――まあこういうことはないと私は思ひます。ございまして、この三十名の整理に當つて当局側から見ても、むしろからざる人物を是非でもやめさせるというふうな強圧的な、強制的な態度で臨んでおるやうなわさを聞く

わけでございますが、もしこういうことがあつた、私はせつかくの法の精神をゆがめてしまふのじゃないか、このように思ふわけでございます。昨年の臨時待命制度というものが施行された場合には、任意と強制の二本建があつた。ところが本年度はあくまでも任意の形だけでやつていこう、これは川島行政管理庁長官もはっきり申し上げておられますし、この法案を読んでみましても、その精神で書かれておるように思ふわけでありまして、それを實際運用面で強制的にやるといふことであつては、これは表に表わすのは任意、實際には猛烈にそういう強圧的な形でやるといふことで、法の精神を踏み殺してしまふことになるわけでございますが、絶対にそういうことはやらないといふことを確言できるか。たとえばどうしても申し出を行わなければ国家公務員法の七十八条の四項で処分する、こういうふうなことを言つたりしたりするようないふことは絶対にないかどうか、私は率直に答弁していただきたいと思ひます。

○山内(陸)政府委員 今のいよいよという場合に、公務員法の七十八条を適用することがあると言つたかどうかというお尋ねでございますが、職員に対してそういうことを言つたことは絶対にないと思ひます。ただ内輪で、この整理は制度上どうなつて、ぎりぎりのところになれば一体どういふところに行くかという話し合ひのときに、そういう問題が出たことは事実でありますけれども、まだまだ私ども目下のところそういうことを考えておりません。そうしてまた先ほども申しました通り、もうわずかな数になつておりますのと、それからこれもやはり厚生省の今後の努力と同じような方向であります。就職あつせんとかあるいは配置転換とかいふようなことが円滑にできるならば、この数ももつと縮まるわけでございます。そんなわけでありまして、まだ公務員法に持つていつてやらなければならぬといふような状態ではなく、どこまでも円満に話し合つて、今度の指名定員外制度が整理を円滑に終りたい、かように考へております。

○石橋(政)委員 それでは最後に行政管理庁の方に要望いたしておきたいと思ふのでありますが、先ほど厚生大臣の答弁の中にも、残り五十六名については防衛庁に配置転換したい、こういうようなことがございました。こういった配置転換計画というものはもうなされておると思ふのです。一つ各省のいわゆる配置転換計画をまとめて、今厚生大臣が言つたような大まかなものでもけっこうでございますから、出していただきたい。

それからもう一つは、この定員法のいわゆる区分に従つて、各機関に属しております常勤的非常勤職員と申しますが、常勤勤務者と申しますか、こういったものの数字を明確に提出してもらいたい。この二点を要望いたしました私の質疑を打ち切りたいと思ひます。

○森(清)政府委員 石橋さんの御要求になりました資料につきましては、さつそく私ども作りまして差し上げたいと思ひます。

○宮澤委員長 ほかに御質疑はございませんか。——なければ本案に対する質疑は、本委員会としては一応ここで

終了いたしました。午後農林水産委員会に合同審査を申し込んでおりますから、それを行つてこの質疑を一切終了することにいたします。

それではこれで散会いたします。

午前十一時四十三分散会